

意見書

平成25年8月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 〒105-0001
住所 とうきょうとみなとくらのもん
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
名称 にほんつうしんかぶしきがいしゃ
日本通信株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちやう 代表取締役社長 さんだせいじ 三田聖二
電話番号
電子メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

1. 改正案全体に対する意見

今般提案があった改正案全体に対して賛成します。今般の改正提案は、従来総務省が実施適用してきた指針を明示し、或いは、電気通信事業者間で広く用いられてきた考え方を集大成した上で、それをわかりやすくまとめたものであることから、電気通信事業法が定めるところの第二種指定電気通信設備を設置する事業者にかかる規制の考え方とも合致していると考えられ、今後の携帯電話事業の発展に資するものであると考えます。

2. 現4頁、第3接続料の算定方法 1 基本的な考え方 (2) 接続料の構成

今回の改正提案は、音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要の算定に対して、設備区分ごとにこれらを帰属させることを提案しています。これをパケット型データ通信に対しても適用することを提案します。

音声接続機能は、いわゆる回線交換方式により提供されますが、その技術的な実態は、今やパケット通信であり、パケット型データ通信と回線交換方式による通信とでは、その品質基準を別にすれば何ら変わるところはありません。特にネットワーク側はISPネットワーク化が進展する中、実態として、これらを区別する必要性が少なくなってきています。

パケット型データ通信においても、自網内折り返しは可能であり、現にそのニーズが存在しています（データ通信端末が他のデータ通信端末とインターネット上のサーバ等を経由せずに網内折り返しで通信する形態）。そうなると、設備区分算定はパケット型データ通信においても必要であり、データ通信においても設備区分算定を適用すべきと考えます。

総務省におかれては、この点を早急に検討して頂くことを要望します。

3. その他

二種指定事業者は接続約款を定めMVNOとの接続を行っているところ、卸携帯電話サービス契約約款（卸契約）も存在し、利用されています。実際のところ、卸契約の内容、また、その契約と相互接続との違いは不透明であり、卸契

約の実態を明確にして契約条件を公表させることを要望します。

4. その他

今回の改正点に加えて、二種指定事業者とMVNOの関係、若しくは、二種指定事業者自身の事業運営に際し、以下のような解決すべきその他の問題が存在しています。これらについても引き続き検討がなされることを要望致します。

- ① アンバンドル化を促進する政策の実施（レイヤ2接続機能のアンバンドル化を義務化すること等）
- ② 通信回線（SIM）のアクティベーションに用いるプロビジョニング装置に関する課題（プロビジョニング装置利用料を接続料として整理すること、プロビジョニング装置類のインターフェースをMVNOが必要な範囲で開示すること等）
- ③ SIMロックフリー化（国内外の多様な端末を自由に利用できる環境にするため、SIMロック解除を義務化すること等）

以上